

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和3年2月16日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	大津市	職員数（H23. 4. 1現在）	145
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 （ 年度） 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	65.1（ 20年度）	財政力指数	0.882（ 21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（ 年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（ 年度）
経常収支比率（%）	86.7（ 20年度）	実質公債費比率（%）	13.6（ 21年度）
		将来負担比率（%）	119.9（ 20年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率についてはその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし	〔合併期日：平成18年3月20日 合併前市町村：大津市、志賀町 〕旧志賀町の編入合併により、両市町の事務統一及び施設の維持管理の効率化が図られ、正規職員が154人から150人に減少した。
--	---

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計画名	水道事業経営健全化延長計画
計画期間	平成19年度から平成27年度
計画策定責任者	大津市長 一目片一信 越 直美
既存計画との関係	（新）大津市行政改革プラン（H22-24） 第2期大津市（水道事業）中期経営計画（H21-23）
公表の方法等	大津市企業局HPによる公表
基本方針	最大のお客様サービスが低料金との考えのもと、安全で安定した良質な水の供給を継続的に続けていけるよう一層の経営効率化を図りながら、更新期を迎える老朽施設の更新改良や耐震化を進めていく。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		うち年利7%以上			
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	397,019.0			397,019.0
	補償金免除額	58,135.3			58,135.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0.0
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(63,005.3)	(290,580.7)		(353,586.0)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	397,019.0			397,019.0
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (A)		397,019.0	0.0	0.0	397,019.0
「繰上償還希望額」欄(再掲)の区分		0.0			0.0
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		397,019.0	0.0	0.0	397,019.0

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還希望額」欄(再掲)の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	63,005.3	290,580.7		353,586.0
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (A)		63,005.3	290,580.7	0.0	353,586.0
「繰上償還希望額」欄(再掲)の区分		0.0	0.0		0.0
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		63,005.3	290,580.7	0.0	353,586.0

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>平成6から12年度に総額14,951百万円で上水道第8次拡張事業計画がスタートし、施設整備を進めてきたが、社会経済状況の変化などにより、現在この計画は27,632百万円、平成27年度までに変更し、継続している。当市は南北に長い地理条件であるため、多くの水道施設を抱えており、既存施設の老朽化に伴う更新費用や、耐震化、水質管理などの経費が今後継続的に必要である。平成21年度には、23.2%の料金改定を行ったものの、経営の健全化を維持しつつ、その資金需要を賄うことは大変厳しい状況となっている。</p>																		
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">課題 ①</td> <td>老朽化した水道施設の更新</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>当市の施設の多くは、水需要の増加に対応するため、昭和30年代から40年代に建設されたもので、更新時期(約40から50年)を迎えることから、多額の資金が必要となっていること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課題 ②</td> <td>危機管理体制の強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>琵琶湖西岸断層帯地震等の自然災害、水質事故・テロ等にも対応できる危機管理体制を強化する必要があること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課題 ③</td> <td>お客様満足度の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>お客様への最大のサービスである低料金水準を維持し、満足いただけるサービスの提供、情報の発信に努めること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課題 ④</td> <td>経営の効率化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>人件費・定員管理の適正合理化、資本投下の抑制、資産の有効活用、業務の民間委託などにより、今後も安全安定した供給と充実したサービスの提供を継続していくこと。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">課題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課題 ①	老朽化した水道施設の更新	<p>当市の施設の多くは、水需要の増加に対応するため、昭和30年代から40年代に建設されたもので、更新時期(約40から50年)を迎えることから、多額の資金が必要となっていること。</p>		課題 ②	危機管理体制の強化	<p>琵琶湖西岸断層帯地震等の自然災害、水質事故・テロ等にも対応できる危機管理体制を強化する必要があること。</p>		課題 ③	お客様満足度の向上	<p>お客様への最大のサービスである低料金水準を維持し、満足いただけるサービスの提供、情報の発信に努めること。</p>		課題 ④	経営の効率化	<p>人件費・定員管理の適正合理化、資本投下の抑制、資産の有効活用、業務の民間委託などにより、今後も安全安定した供給と充実したサービスの提供を継続していくこと。</p>		課題 ⑤	
課題 ①	老朽化した水道施設の更新																		
<p>当市の施設の多くは、水需要の増加に対応するため、昭和30年代から40年代に建設されたもので、更新時期(約40から50年)を迎えることから、多額の資金が必要となっていること。</p>																			
課題 ②	危機管理体制の強化																		
<p>琵琶湖西岸断層帯地震等の自然災害、水質事故・テロ等にも対応できる危機管理体制を強化する必要があること。</p>																			
課題 ③	お客様満足度の向上																		
<p>お客様への最大のサービスである低料金水準を維持し、満足いただけるサービスの提供、情報の発信に努めること。</p>																			
課題 ④	経営の効率化																		
<p>人件費・定員管理の適正合理化、資本投下の抑制、資産の有効活用、業務の民間委託などにより、今後も安全安定した供給と充実したサービスの提供を継続していくこと。</p>																			
課題 ⑤																			
留意事項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（①法適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(実績)	(実績)	(計画第2年度)	(実績)	(計画第3年度)	(実績)	(計画第4年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 入	1. 営業 業 収 益 (A)	5,075	4,937	4,847	5,759	5,871	5,910	5,707	5,868	5,574	5,839	5,478	5,811	5,413	5,782	5,303	
	(1) 料 金 収 入	5,013	4,878	4,785	5,708	5,827	5,821	5,658	5,779	5,542	5,750	5,447	5,722	5,372	5,693	5,242	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	28	28	31	27	23	61	21	61	27	61	26	61	37	61	57	
	(3) そ の 他	34	31	31	24	21	28	28	28	5	28	5	28	4	28	4	
	2. 営 業 外 収 益	550	542	573	576	633	531	571	530	616	530	486	529	1,142	528	1,060	
	(1) 補 助 金	108	110	95	93	125	57	63	54	46	54	41	53	69	52	55	
	他 会 計 補 助 金	108	110	95	93	125	57	63	54	46	54	41	53	69	52	55	
	そ の 他 補 助 金																
	(2) そ の 他	442	432	478	483	508	474	508	476	570	476	445	476	1,073	476	1,005	
	取 入 計 (C)	5,625	5,479	5,420	6,335	6,504	6,441	6,278	6,398	6,190	6,369	5,964	6,340	6,555	6,310	6,363	
	支 出 的 収 支	1. 営 業 費 用	4,749	4,776	4,945	4,994	4,962	5,412	5,248	5,505	5,348	5,607	5,182	5,726	5,336	5,842	5,759
		(1) 職 員 給 与 費	1,352	1,325	1,253	1,305	1,166	1,112	1,172	1,112	1,090	1,116	1,001	1,132	869	1,142	1,022
基 本 給		661	643	610	519	461	438	452	438	416	441	389	448	475	453	405	
退 職 手 当		59	103	88	155	128	109	132	90	130	90	100	90	40	120	85	
そ の 他		632	579	555	631	577	565	588	584	544	585	512	594	354	569	532	
(2) 経 費		1,497	1,473	1,640	1,546	1,566	1,933	1,748	1,931	1,809	1,931	1,693	1,931	1,956	1,931	2,032	
動 力 費		289	293	302	289	301	303	299	300	308	300	376	300	379	300	375	
修 繕 費		128	129	147	153	171	212	183	220	169	220	144	220	295	220	147	
材 料 費		2	4	4	2	2	7	3	5	4	5	6	5	4	5	6	
そ の 他		1,078	1,047	1,187	1,102	1,092	1,411	1,263	1,406	1,328	1,406	1,167	1,406	1,278	1,406	1,504	
(3) 減 価 償 却 費		1,900	1,978	2,052	2,143	2,230	2,367	2,328	2,462	2,449	2,560	2,488	2,663	2,511	2,769	2,705	
2. 営 業 外 費 用		856	808	664	553	531	536	538	535	513	540	471	551	495	562	565	
(1) 支 払 利 息	805	763	613	515	515	510	505	510	489	515	458	526	487	537	546		
(2) そ の 他	51	45	51	38	16	26	33	25	24	25	13	25	8	25	19		
支 出 計 (D)	5,605	5,584	5,609	5,547	5,493	5,948	5,786	6,040	5,861	6,147	5,653	6,277	5,831	6,404	6,324		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	20	-105	-189	788	1,011	493	492	358	329	222	311	63	724	-94	39		
特 別 利 益 (F)		20				131	24		66		39		244				
特 別 損 失 (G)	16	13	4	3	4		138		23		19		1,448				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-16	7	-4	-3	-4	131	-114	0	43	0	20	0	-1,204	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	4	-98	-193	785	1,007	624	378	358	372	222	331	63	-480	-94	39		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	0	0	0	785	1,007	648	378	521	372	625	331	506	0	472	0		
流 動 資 産 (J)	4,843	4,265	3,489	3,058	3,290	2,188	2,890	2,366	3,481	2,381	3,242	2,411	4,003	2,395	3,277		
う ち 未 収 金	738	924	1,068	758	717	1,156	731	671	634	723	676	731	392	758	524		
流 動 負 債 (K)	1,292	1,316	1,541	1,309	1,784	1,146	1,724	1,309	2,140	1,396	1,294	1,486	2,791	1,529	1,736		
う ち 一 時 借 入 金																	
う ち 未 払 金	810	832	1,026	808	1,303	645	1,198	851	1,654	912	750	967	1,040	1,005	1,268		
累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/(A)-(B) × 100)	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に 基 づ き 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)																	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	5,047	4,909	4,816	5,732	5,848	5,849	5,686	5,807	5,547	5,778	5,452	5,750	5,376	5,721	5,246		
地 方 財 政 法 に 基 づ き 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に 基 づ き 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)																	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 し た 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に 基 づ き 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	4,727	5,047	4,909	4,816	5,732	5,848	5,849	5,849	5,807	5,807	5,778	5,778	5,778	5,750	5,721		
健 全 化 法 第 22 条 に 基 づ き 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 権	1,107	2,207	3,048	1,509	1,408	1,996	1,763	2,461	1,510	2,000	1,695	2,000	2,579	2,000	2,000	
	資 本 費 平 準 化 債																
	2. 他 会 計 出 資 金	99	54	58	73	85	60	60	60	176	56	272	41	65	41	154	
	3. 他 会 計 補 助 金																
	4. 他 会 計 負 担 金	17	9	15	15	11	15	20	15	18	15	19	15	16	15	10	
	5. 他 会 計 借 入 金																
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	16	66	131	140	68	79	79	79	38	127	75	152	243	116	62	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金		2			0	140	1		123		15		0			
	8. 工 事 負 担 金	752	518	545	255	136	244	174	300	140	300	141	300	265	300	151	
	9. そ の 他																
	計 (A)	1,991	2,856	3,797	1,992	1,708	2,534	2,097	2,915	2,005	2,498	2,217	2,508	3,168	2,472	2,377	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純 計 (A)-(B) (C)	1,991	2,856	3,797	1,992	1,708	2,534	2,097	2,915	2,005	2,498	2,217	2,508	3,168	2,472	2,377		
支 出 的 収 支	1. 建 設 改 良 費	3,364	2,650	3,404	4,053	4,224	4,769	3,999	4,591	3,311	4,386	3,438	4,604	2,746	4,403	3,670	
	う ち 職 員 給 与 費	129	130	147	169	179	180	179	180	194	180	200	180	250	180	200	
	2. 企 業 債 償 還 金	1,263	2,806	3,373	1,365	1,215	1,518	1,564	1,671	1,674	1,190	1,204	1,149	1,157	1,178	1,181	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金																
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金																
5. そ の 他			10														
計 (D)	4,627	5,456	6,787	5,418	5,439	6,287	5,563	6,262	4,985	5,576	4,642	5,753	3,903	5,581	4,851		
資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 不 足 す る 額 (D)-(C) (E)	2,636	2,600	2,990	3,426	3,731	3,753	3,466	3,347	2,980	3,078	2,425	3,245	735	3,109	2,474		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,461	2,498	2,869	3,259	3,541	3,558	2,281	3,147	2,456	2,878	1,713	3,045	1,183	2,909	2,063	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	62	4					1,007		378		82		164		0	
	3. 繰 越 工 事 資 金																
	4. そ の 他	113	98	121	167	190	195	178	200	146	200	163	200	163	200	169	
計 (F)	2,636	2,600	2,990	3,426	3,731	3,753	3,466	3,347	2,980	3,078	1,958	3,245	1,510	3,109	2,232		
補 填 そ ん 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	467	0	-775	0	242		
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (H)																	
企 業 債 現 在 高 (H)	21,423	20,823	20,498	20,642	20,835	21,313	21,034	22,103	20,870	22,913	21,361	23,764	22,783	24,586	23,602		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(実績)	(実績)	(計画第2年度)	(実績)	(計画第3年度)	(実績)	(計画第4年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち 基準内繰入金	136</														

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成23年度 (実績) (決算)	平成24年度 (計画第2年度)	平成24年度 (実績) (決算)	平成25年度 (計画第3年度)	平成25年度 (実績) (決算)	平成26年度 (計画第4年度)	平成26年度	平成27年度 (計画第5年度)	平成27年度
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)															
料金回収率※ (%)	91.03	88.19	86.08	103.90	111.72	103.21	102.66	100.75	98.49	98.41	98.11	95.80	93.98	93.33	84.48
資本費 (円又は%)	65.44	66.39	65.10	65.52	67.31	69.79	69.97	72.44	73.48	75.32	74.55	78.49	74.03	81.77	80.25
総収支比率(法適用) (%)	100.07	98.25	96.56	114.14	118.32	110.49	106.38	105.93	106.32	103.61	105.84	101.00	93.41	98.53	100.62
経常収支比率(法適用) (%)	100.36	98.12	96.63	114.21	118.41	108.29	108.50	105.93	105.61	103.61	105.50	101.00	112.42	98.53	100.62
営業収支比率(法適用) (%)	107.57	103.89	98.37	115.94	119.08	109.31	109.45	106.67	104.21	104.18	106.01	101.50	101.80	98.96	91.97
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)															
繰入金比率	収益的収入分 (%)	2.42	2.47	2.23	1.75	2.17	1.23	1.38	1.22	1.15	1.22	1.12	1.21	0.85	1.20
	うち基準内繰入金 (%)	0.66	0.60	0.57	0.46	1.05	0.75	0.94	0.73	0.74	0.74	0.75	0.74	0.50	0.74
	うち基準外繰入金 (%)	1.76	1.87	1.66	1.29	1.12	0.49	0.44	0.48	0.42	0.49	0.37	0.47	0.35	0.46
	資本的収入分 (%)	5.83	2.21	1.92	4.42	5.62	2.96	3.81	2.57	9.68	2.84	13.13	2.23	2.37	2.27
	うち基準内繰入金 (%)	3.52	0.70	0.74	2.26	2.81	1.38	1.48	1.23	7.23	1.44	7.80	1.52	1.55	1.66
	うち基準外繰入金 (%)	2.31	1.51	1.19	2.16	2.81	1.58	2.34	1.34	2.44	1.40	5.32	0.72	0.79	0.61

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
 - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																					
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水戸数は増加しているものの、水道料金の基本となる有収水量は節水機器の普及や節水意識の向上により伸びが見込みにくいいため、平成24年度以降の見込みは、前年度の△0.5%の伸びとした。																					
2 他会計繰入金の見込み	簡水債元利償還繰入基準分及び上水債元利償還一般会計負担分は既往債の償還予定を元に金額を算出した。また、平成21年度に富川・途中簡易水道、平成22年度に伊香立簡易水道を上水道へ統合したことに伴い、平成23年度以降の簡水収支不足一般会計負担分(赤字補填分)は、減額を見込んでいる。なお、残る葛川簡易水道は平成28年度までに上水に統合する予定である。																					
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年度から進めている第8次拡張変更新事業では、配水池新設、浄水場連絡幹線整備、浄水場施設整備、老朽管整備など各施設整備に毎年約45億円程度の建設改良費が必要となる。その財源は、当年度の減価償却費等の補填財源や前年度利益を充ててもなお不足するため、平成24年度以降、毎年20億円程度の企業債発行を予定している。 資産売却等による収入見込みは、平成23年度に遊休資産約20,000㎡の売却収入を見込んだ。																					
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>【料金回収率の調整】 通常の方法で料金回収率を算定したところ、平成24年度以降、100%を下回ったため、下水道料金徴収経費のように料金で賄うべきでない経費を給水原価の経常経費から控除した。その結果、平成24年度までは、100%を上回る見込である。 調整前後の料金回収率は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整前</td> <td>108.51</td> <td>100.26</td> <td>97.92</td> <td>95.69</td> <td>93.21</td> <td>90.85</td> </tr> <tr> <td>調整後</td> <td>111.72</td> <td>103.21</td> <td>100.75</td> <td>98.41</td> <td>95.80</td> <td>93.33</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	調整前	108.51	100.26	97.92	95.69	93.21	90.85	調整後	111.72	103.21	100.75	98.41	95.80	93.33
	H22	H23	H24	H25	H26	H27																
調整前	108.51	100.26	97.92	95.69	93.21	90.85																
調整後	111.72	103.21	100.75	98.41	95.80	93.33																

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	④	<p>(新)大津市行政改革プラン(H22-24)、第2期大津市(水道事業)中期経営計画(H21-23)に基づき職員定数の適正化に努めている。また、平成22年度には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」では、平成17年4月1日現在の職員数を基準として、平成23年4月1日現在で、5.7%の削減に取り組むよう求められている中、企業局では正規職員30人(全体の職員構成比からの削減率:9.8%)の削減を行なった。平成23年度以降は、新たな定員適正化計画(H23年度策定)に基づき、職員定数の適正化に努めていく。</p> <p>正規職員数(見込) H23:124人、H24:124人、H25:124人、H26:126人、H27:127人 ※H22計画:141人</p>
○ 給与のあり方	④	<p>給料については、平成18年度において、国の給与制度構造改革に準じて改正するとともに、より職務・職責に見合った制度となるよう市独自の改革(1職-23級制から1職1級制へ)を行った。また、現給保障の制度は維持しつつも、平成22年度より管理職の本給をその職位に応じて独自カットを実施し、給与の削減を行っている。</p>
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	④	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤、住居手当については、地域の実情を反映する観点から県人事委員会の勧告に基づくこととしており、平成21年度に持家に係る住居手当を4,500円⇒2,200円とし、平成25年度には廃止した。今後も県人事委員会の勧告を見極めて検討していく。 ・地域手当については、平成23年4月をもって国の水準に到達した。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	④	<p>国の支給基準とは合致していない給与体系であり、今後も引き続き県や近隣市の動向を注視し、民間事業の従事者との均衡に留意しながら、適正な給与制度構築に向けて見直しを進める。 (行政職給料表1級から4級までを合成した独自の給料表(2級制)を使用している)</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	④	<p>退職時、特別昇給制度については、既に廃止済みであり、最高支給率、支給率は国家公務員退職手当法に準拠している。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	④	<p>平成18年度においては市負担金と会費からなる相互負担事業の会費単独事業への移行を進め、平成19年度では各種給付金(いずれも会費事業)を見直したところである。平成20年度以降も毎年事業概要を見直し、各種給付事業の金額削減や廃止に努めており、平成22年度には職員にとって幅広い選択肢を提供するため、事業の外部委託やカフェテリアプランの導入を図るとともに市負担金の軽減を図り、社会情勢に合った互助会制度の運用を進めている。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③、④	<ol style="list-style-type: none"> ①水道・ガス・下水道の3事業経営のスケールメリットを活かし、工事発注や物品購入等を共同で行なっている。また、事務系職員を3事業に共通する事務職に配置することにより、経費の抑制に努めている。 ②市内各所に点在する浄水場、配水池、加圧施設などの清掃、機器点検などの委託業務を一括発注するよう努めている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③、④	<ol style="list-style-type: none"> ①平成17年度6月から真野浄水場で運転管理委託を実施し、正規職員数を8人減員した。また、平成20年度からは新瀬田浄水場で、平成23年度からは比良、八屋戸浄水場で運転管理委託を導入している。 ②平成19年度から嘱託職員による検針業務を民間委託したが、平成22年度からは、検針業務に加えて収納・滞納整理業務を一括して民間委託した「お客様センター」を開設し、お客様サービスの維持向上に努めている。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	売却可能資産の処分として、平成23年度に遊休資産約20,000㎡の売却を見込むなど歳入の確保に努めている。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	③	平成20年度に策定した第2期大津市(水道事業)中期経営計画をはじめ予算・決算などの財務状況や経営健全化計画についても随時「企業局ホームページ」で公表している。また、企業局広報紙「パイプライン」を年4回各戸配布し、情報の発信に努めている。議会へは、予算説明時などに併せて趣旨説明している。
○ 行政評価の導入	①、②、③、④	平成21年度の中核市移行に併せて包括外部監査制度の導入が義務付けられ、包括外部監査による意見に基づき、業務の改善に努めている。また、平成22年度からは「施策評価」を試行的に導入し、行政評価システムの構築を目指している。平成23年度には新たに外部有識者で構成する「企業局経営懇話会」を設置し、経営状況について意見聴取することとしている。
4 その他	①、②、④	平成19年度に合併した旧志賀町料金を引下げ統一した結果、平成19、20年度が赤字となったことや施設整備等のための資金需要が見込まれたため、平成21年度に平均改定率23.2%の料金引上げを実施した。しかしながら、今後も引き続き老朽施設更新による資金需要が見込まれるため、より優先すべき施設整備から実施していくなど投資計画の見直しを検討していく。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	経営健全化計画では、検針・収納・滞納整理業務の民間委託、浄水場の運転委託、簡易水道統合、下水道事業との統合などにより当初計画最終年度の目標139人に対し、平成23年度の見込みで124人まで減員した。延長計画では、引き続き職員定数の適正化に努め、目標達成年度（平成27年度）には職員数を127人とする計画であり、基準年度（平成22年度）の当初計画人数141人からは14人の減員となる見込みである。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成21、22年度に富川、途中、伊香立簡易水道を上水道へ統合し、平成23年度以降は、赤字補填的な一般会計からの基準外繰入れを減少させていく。残る葛川、坂下簡易水道についても平成28年度を目標に上水道への統合を進めている。
4 その他	更新期を迎える老朽施設や管路整備に毎年約45億円の資金需要がある一方で、有収水量の伸びが見込みにくいいため、優先すべき施設整備から実施するなど投資計画の見直しを検討していく。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度) (延長計画前年度)	(当初計画第5年度) (延長計画初年度)	(実績値) (決算)	当初計画合計	(延長計画第2年度)	(実績値) (決算)	(延長計画第3年度)	(実績値) (決算)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	(延長計画第5年度)		平成27年度
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	1	累積欠損金比率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		当初計画の目標値(実績値)																	
		延長計画の目標値																	
		企業債現在高	21,423	21,063	21,119	21,123	21,275	21,413	21,034	22,103	22,913	23,764	24,586						
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	1	【収入の確保】																	
		料金改定率				13.00													
		改善効果額(料金の適正化)		-100	-120	516	516	516	645	1,328									
		未収金の徴収対策								0									
		改善効果額								0									
		一般会計負担金の額	17	10	10	10	10	10											
		改善効果額(負担金の確保等)								0									
		資産の有効活用	0	0	0	0	0	20											
		改善効果額(収入増額)						20	1	20									
		その他()																	
		改善効果額								0									
		【経費の削減】																	
		職員給与費(退職手当以外)	1,422	1,388	1,368	1,318	1,318	1,298	1,040										
		改善効果額																	
		給与水準	661	667	657	632	622	622	452										
改善効果額																			
正規職員減①	150	148	146	141	141	139	123												
改善効果額		20	40	90	90	110	270	350											
その他(企業調整手当廃止)	632	591	581	556	546	546	588												
改善効果額																			
職員給与費(退職手当)	118	71	100	100	100	100	132												
職員数(人)	175	158	156	151	151	149	144												
増減数(人)		-17	-2	-5	0	-2	-5												
維持管理費等	1,185	1,368	1,341	1,300	1,300	1,300	1,463												
改善効果額																			
工事コスト																			
改善効果額(縮減額)																			
その他(浄水場運転管理委託)	60	60	60	60	60	60	146												
改善効果額																			
当初計画改善効果額 合計																	1,698		
(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)																	464		

延 長 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	3	【収入の確保】																	
		料金改定率																	
		改善効果額(料金の適正化)																	
		一般会計負担金の額																	
		改善効果額																	
		資産の有効活用																	
		改善効果額(負担金の確保等)																	
		改善効果額(収入増額)																	
		その他()																	
		改善効果額																	
		【経費の削減】																	
		職員給与費(退職手当以外)																	
		改善効果額																	
		給与水準																	
		改善効果額																	
正規職員減②				141	124	123													
改善効果額					150	160													
改善効果額																			
職員数(人)				151	146	144													
増減数(人)					-5	-2													
維持管理費等																			
改善効果額(適正化)																			
工事コスト																			
改善効果額(縮減額)																			
その他()																			
改善効果額																			
延長計画改善効果額 合計 A																	700		
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B																			
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C																			
A+B+C																	700		
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)																	58		

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成23年度 (実績値) (決算)	平成24年度 (計画第2年度)	平成24年度 (実績値) (決算)	平成25年度 (計画第3年度)	平成25年度 (実績値) (決算)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	平成27年度
給水人口(千人)	327	329	332	335	336	338	338	339	339	341	340	341	341	341
年間総有収水量(千m)	42,130	42,162	41,690	41,317	41,548	41,416	40,673	41,209	40,148	41,003	39,690	40,798	40,673	40,673
公称施設能力(m ³ /日)	182,794	182,794	179,743	186,321	186,321	186,321	185,766	186,321	185,766	186,321	185,766	186,321	185,766	185,766
1日最大配水量(m ³ /日)	157,501	157,585	157,519	157,270	157,000	157,000	136,254	157,000	135,864	157,000	133,674	157,000	136,254	136,254
最大稼働率(%)	86.16	86.21	87.64	84.41	84.26	84.26	73.35	84.26	73.14	84.26	71.96	84.26	73.35	73.35
供給単価(円/m ³)	118.99	115.69	114.77	138.16	140.25	140.55	139.11	140.24	138.04	140.23	137.24	140.25	132.08	128.88
給水原価(円/m ³)	130.72	131.18	133.33	132.97	130.93	145.69	140.41	148.66	148.23	152.01	144.65	155.96	159.88	157.38

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成21、22年度に富川、途中、伊香立簡易水道を上水道へ統合し、残る葛川、坂下簡易水道は、平成28年度を目標に上水道への統合を進めている。